

「盗難通帳による払出しおよび口座不正利用への対応」の調査結果

「盗難通帳による払出し」や「振り込め詐欺等による口座不正利用」の犯罪が社会問題化し、金融機関における預金口座管理のあり方が注目されていることから、本会では信用金庫業界の「盗難通帳による払出し件数・金額」および「口座不正利用に伴う口座の利用停止・強制解約の状況」を調査し、その結果を次のとおりまとめましたので、お知らせいたします。

調査対象：265 金庫	調査基準時期：平成 28 年 3 月末時点
-------------	-----------------------

1. 盗難通帳等による払出し件数・金額等（注1） （平成 12 年度～平成 26 年度）

申出時期（注2）	件数（件）（注3）	金額（万円）
平成 12 年度	133	26,429
平成 13 年度	127	24,220
平成 14 年度	169	30,445
平成 15 年度	181	24,549
平成 16 年度	130	15,155
平成 17 年度	102	9,520
平成 18 年度	63	4,014
平成 19 年度	40	5,456
平成 20 年度	24	3,236
平成 21 年度	34	1,761
平成 22 年度	25	2,061
平成 23 年度	16	1,997
平成 24 年度	18	1,470
平成 24 年 4 月～ 6 月末	3	698
7 月～ 9 月末	9	406
10 月～12 月末	3	186
平成 25 年 1 月～ 3 月末	3	180
平成 25 年度	26	2,636
平成 25 年 4 月～ 6 月末	3	103
7 月～ 9 月末	4	151
10 月～12 月末	10	429
平成 26 年 1 月～ 3 月末	9	1,953
平成 26 年度	21	3,199
平成 26 年 4 月～ 6 月末	5	269
7 月～ 9 月末	2	87
10 月～12 月末	4	2,083
平成 27 年 1 月～ 3 月末	10	760

（平成 27 年度～）

申出時期	個人顧客		法人顧客	
	件数（件）	金額（万円）	件数（件）	金額（万円）
平成 27 年度	13	2,354	1	54
平成 27 年 4 月～ 6 月末	4	1,769	0	0
7 月～ 9 月末	4	423	0	0
10 月～12 月末	1	30	0	0
平成 28 年 1 月～ 3 月末	4	132	1	54

**※盗難通帳等による払出しにかかる補償件数等について
(平成 27 年度～)**

申出時期	個人顧客		
	①対応方針決定済件数(件)	②うち補償件数(件)	補償率 ②÷①
平成 27 年度	10	9	90.0%
平成 27 年 4 月～ 6 月末	3	3	100.0%
7 月～ 9 月末	3	3	100.0%
10 月～12 月末	1	1	100.0%
平成 28 年 1 月～ 3 月末	3	2	66.7%

(注 1) 「盗難通帳等による払出し」とは、お客さまより「盗難通帳により払い出された」との申出があり、実際に預金が払い出されているもの。

(注 2) 「申出時期」とは、お客さまより「盗難通帳により払い出された」と申出があった時期。

(注 3) 「件数」は、原則として預金名義人単位。

2. 口座不正利用に伴う口座の利用停止・強制解約の状況（注1）（注2）

時 期	利用停止（件）	強制解約等（件） （注3）	合計（件） （注4）
平成15年度	1,362	623（440）	1,545
平成16年度	3,705	1,707（1,313）	4,099
平成17年度	2,345	1,166（1,005）	2,506
平成18年度	2,731	1,527（1,381）	2,877
平成19年度	3,782	1,568（1,339）	4,011
平成20年度	3,982	2,517（2,306）	4,193
平成21年度	1,945	1,495（1,406）	2,034
平成22年度	1,961	1,300（1,159）	2,102
平成23年度	3,124	1,520（1,236）	3,408
平成24年度	3,662	2,340（2,096）	3,906
平成24年 4月～6月末	899	456（388）	967
7月～9月末	849	551（492）	908
10月～12月末	1,123	819（752）	1,190
平成25年 1月～3月末	791	514（464）	841
平成25年度	3,443	2,420（2,028）	3,835
平成25年 4月～6月末	820	532（472）	880
7月～9月末	815	591（529）	877
10月～12月末	1,036	611（516）	1,131
平成26年 1月～3月末	772	686（511）	947
平成26年度	2,809	1,937（1,512）	3,234
平成26年 4月～6月末	1,062	584（436）	1,210
7月～9月末	655	467（344）	778
10月～12月末	553	431（373）	611
平成27年 1月～3月末	539	455（359）	635
平成27年度	2,495	1,600（1,274）	2,821
平成27年 4月～6月末	592	304（208）	688
7月～9月末	578	408（329）	657
10月～12月末	658	465（388）	735
平成28年 1月～3月末	667	423（349）	741

（注1）「口座不正利用」とは、「ヤミ金融業者の返済金振込口座（出資法違反等）」、「サイト利用代金等の債権を譲り受けたと偽って架空の代金請求をする際の代金振込口座（詐欺）」、「いわゆる「オレオレ詐欺」における振込口座（詐欺）」等、法令や公序良俗に違反する行為に金融機関の預金口座が利用されること。

（注2）件数は、原則として口座単位。

（注3）「強制解約等」欄のカッコ内は、強制解約をした件数のうち、当該期間を含め、既に口座利用停止措置を講じていた口座についてその後、強制解約に至った件数。

（注4）「合計」は、「利用停止件数」＋「強制解約等件数」－「既口座利用停止件数（「強制解約等」欄のカッコ内）」により算出。

以 上

「偽造キャッシュカードによる預金払出し等」に関する調査結果（注1）

偽造キャッシュカードによる預金の払出し等（キャッシュカードの磁気記録情報を読み取った第三者が偽造カードを複製・使用するもの）の被害が社会問題化していることから、本会では、信用金庫業界における実態を調査し、その結果を次のとおりまとめましたので、お知らせいたします。

調査対象：265 金庫

調査基準時期：平成 28 年 3 月末時点

（平成 13 年度～平成 26 年度）

期 間（注2）	件数（件）（注3）	金額（千円）
平成 13 年度	0	0
平成 14 年度	1	1,609
平成 15 年度	8	9,350
平成 16 年度	23	54,988
平成 17 年度	82	70,964
平成 18 年度	26	15,333
平成 19 年度	18	11,417
平成 20 年度	32	47,087
平成 21 年度	14	25,435
平成 22 年度	7	3,123
平成 23 年度	12	9,789
平成 24 年度	37	44,313
平成 25 年度	6	1,550
平成 25 年 4 月～ 6 月末	5	1,050
7 月～ 9 月末	0	0
10 月～12 月末	0	0
平成 26 年 1 月～ 3 月末	1	500
平成 26 年度	2	4,000
平成 26 年 4 月～ 6 月末	0	0
7 月～ 9 月末	0	0
10 月～12 月末	2	4,000
平成 27 年 1 月～ 3 月末	0	0

（平成 27 年度～）

期 間	個人顧客		法人顧客	
	件数（件）	金額（千円）	件数（件）	金額（千円）
平成 27 年度	48	17,790	0	0
平成 27 年 4 月～ 6 月末	1	0	0	0
7 月～ 9 月末	0	0	0	0
10 月～12 月末	45	16,480	0	0
平成 28 年 1 月～ 3 月末	2	1,310	0	0

**※偽造キャッシュカードによる預金払出しにかかる補償件数等について
(平成27年度～)**

期 間	個人顧客		
	①対応方針決定済件数(件)	②うち補償件数(件)	補償率 ②÷①
平成27年度	5	3	60.0%
平成27年 4月～6月末	0	0	—
7月～9月末	0	0	—
10月～12月末	2	2	100.0%
平成28年 1月～3月末	3	1	33.3%

(注1) アンケート結果は、自金庫のお客さま(預金者)から申出があり、ジャーナルを確認した結果、偽造キャッシュカードによる預金引出しである可能性が高い、もしくは偽造カードによるローンの借入れである可能性が高いと判断できたケースをカウント。

以下の理由があった場合には、判明した以降の調査時点で修正。

①追加の被害が判明、または偽造キャッシュカードによる被害ではないと判明した場合

②被害が別途計上されていたものを預金名義人単位で名寄せした場合 等

(注2)「期間」とは、偽造キャッシュカードによる預金等引出しが発生した時期。

(注3)「件数」は、原則として預金名義人単位。

以 上

インターネット・バンキングおよび盗難キャッシュカードによる 預金の不正引出し等に関する調査結果

インターネット・バンキングおよび盗難キャッシュカードによる預金の不正引出し等の被害が社会問題化していることから、本会では、信用金庫業界における実態を調査し、その結果を次のとおりまとめましたので、お知らせいたします。

調査対象：265 金庫 調査基準時期：平成 28 年 3 月末時点

1. インターネット・バンキングによる預金引出しについて（注1） （平成 18 年度～平成 26 年度）

期 間（注2）	件数（件）（注3）	金額（千円）
平成 18 年度	2	4,735
平成 19 年度	4	6,450
平成 20 年度	1	500
平成 21 年度	2	1,659
平成 22 年度	1	1,497
平成 23 年度	15	68,393
平成 24 年度	2	6,100
平成 25 年度	5	4,289
平成 25 年 4 月～ 6 月末	1	220
7 月～ 9 月末	0	0
10 月～12 月末	1	1,430
平成 26 年 1 月～ 3 月末	3	2,639
平成 26 年度	112	355,262
平成 26 年 4 月～ 6 月末	19	43,538
7 月～ 9 月末	4	9,407
10 月～12 月末	8	14,481
平成 27 年 1 月～ 3 月末	81	287,836

（平成 27 年度～）

期 間	個人顧客		法人顧客	
	件数（件）	金額（千円）	件数（件）	金額（千円）
平成 27 年度	68	108,450	61	357,154
平成 27 年 4 月～ 6 月末	22	31,084	24	127,436
7 月～ 9 月末	34	69,231	26	178,144
10 月～12 月末	7	4,180	10	46,153
平成 28 年 1 月～ 3 月末	5	3,955	1	5,421

**※インターネット・バンキングによる預金引出しにかかる補償件数等について
(平成 27 年度～)**

期 間	個人顧客		
	①対応方針決定済件数(件)	②うち補償件数(件)	補償率 ②÷①
平成 27 年度	61	59	96.7%
平成 27 年 4 月～ 6 月末	21	21	100.0%
7 月～ 9 月末	32	30	93.8%
10 月～12 月末	6	6	100.0%
平成 28 年 1 月～ 3 月末	2	2	100.0%

(注1) 対象となる「インターネット・バンキングによる預金引出し」とは、自金庫の預金者等からの申し出があり、その時点で当該口座を確認したところ、本人の意思によらずに、当該口座の預金が不正に移動されている等、本人以外による預金の不正な払戻しが発生しており、不正な資金移動後、実際に不正利用者により預金が払い出されたケースをカウント。

(注2) 「期間」とは、当該事案について、不正な資金移動が発生した時期。

(注3) 「件数」は、原則として預金者名義人単位。

2. 盗難キャッシュカードによる預金引出し等について（注1）
（平成18年度～平成26年度）

期 間（注2）	件数（件）（注3）	金額（千円）
平成18年度	222	105,513
平成19年度	339	163,078
平成20年度	319	154,405
平成21年度	354	191,485
平成22年度	458	335,325
平成23年度	351	238,171
平成24年度	189	124,439
平成25年度	152	91,887
平成25年 4月～6月末	30	11,799
7月～9月末	40	24,838
10月～12月末	40	19,411
平成26年 1月～3月末	42	35,839
平成26年度	150	123,778
平成26年 4月～6月末	45	26,146
7月～9月末	28	22,365
10月～12月末	37	34,326
平成27年 1月～3月末	40	40,941

（平成27年度～）

期 間	個人顧客		法人顧客	
	件数（件）	金額（千円）	件数（件）	金額（千円）
平成27年度	175	150,144	1	500
平成27年 4月～6月末	34	29,385	0	0
7月～9月末	41	27,834	0	0
10月～12月末	59	51,448	0	0
平成28年 1月～3月末	41	41,477	1	500

※盗難キャッシュカードによる預金引出し等にかかる補償件数等について
（平成27年度～）

期 間	個人顧客		
	①対応方針決定済件数(件)	②うち補償件数(件)	補償率 ②÷①
平成27年度	154	120	77.9%
平成27年 4月～6月末	34	22	64.7%
7月～9月末	39	27	69.2%
10月～12月末	54	48	88.9%
平成28年 1月～3月末	27	23	85.2%

（注1）対象となる「盗難キャッシュカードによる預金引出し等」とは、自金庫の預金者等からの申し出があり、ジャーナル等を確認した結果、盗難キャッシュカードによる預金引出しである可能性が高い、もしくは盗難カードによるローンの借入れである可能性が高いと判断できたケースをいう。なお、紛失キャッシュカードによる預金引出し等は除くので留意する。

（注2）「期間」とは、盗難キャッシュカードにより預金引出し等が発生した時期。

（注3）「件数」は、原則として預金者名義人単位。

以 上